

令和3年神奈川県議会第3回定例会 総務政策常任委員会

令和3年10月1日

亀井委員

まずは、個人事業税賦課決定処分取消請求控訴事件に係る上告不受理決定について、先行会派の質疑もありましたが、何点か伺います。

まず、今回の訴訟の焦点は、相手方の行うカイロプラクティックの事業が個人事業税の課税対象となる請負業に該当するかという点にあったようです。個人事業税の課税対象はどのようにになっているか、限定列挙という言葉も出ていましたが、確認します。

税制企画課長

個人事業税は、事業を営んでいる個人の方に対して課税されるのですが、営んでいる事業が課税対象となるのではなく、地方税法において、課税対象となる業種が列挙されております。具体的に申し上げると、今回の訴訟で争点となつた請負業、物品販売業や不動産貸付業、畜産業、医業や弁護士業といった70業種が法定されており、これらの業種に限定して、個人事業税が課税されることとなつております。

亀井委員

70の業種が限定列挙されているということでした。裁判の中で、県と相手方が行った主張について確認します。

税制企画課長

相手方が行うカイロプラクティックの事業は、顧客から症状などを聞き取り、身体の状況を確認した上で必要な施術を行うというものです。県は、相手方が行うこうした事業は、請負契約に基づいて行われており、個人事業税の課税対象となる請負業に当たること、また、仮に相手方の事業が請負契約ではなく準委任契約に基づいて行われるとしても、個人事業税の請負業には準委任契約に基づくものも含まれることから、いずれにしても、賦課決定処分は適合との主張を行いました。

これに対して相手方からは、自分が営む事業は請負契約ではなく、準委任契約に基づき行っているとした上で、個人事業税の課税対象となる請負業は請負契約に基づいて行われる事業のみが対象となることから、個人事業税の課税対象となる請負業には当たらず、賦課決定処分は違法であるという主張がなされました。

亀井委員

当事者の主張を受けて、第一審では請負業に当たるとして本県が勝訴し、一方、控訴審では請負業に該当しない、準委任契約という話で、本県が敗訴したことでした。各判決の違いについて確認します。

税制企画課長

第一審判決と控訴審判決を比較すると、民法上の請負契約の解釈、それから相手方が行うカイロプラクティックの事業の契約形態の捉え方が異なっております。

まず、第一審判決では、民法上の請負契約は、仕事の完成と報酬が対価関係に立つということを広く解釈した上で、相手方が行うカイロプラクティックの

事業は、身体機能の改善に資することが期待される方法で施術を行うという無形の仕事の関係を約束し、これに対して顧客は報酬の支払を約束するというものであることから、請負契約としての性質を有するとして個人事業税の課税対象となる請負業に当たり、賦課決定処分は適正と判断しました。

一方、控訴審判決では、民法上の請負契約は、完成すべき仕事の内容が明確である必要があると、その範囲を狭く解釈した上で、相手方が行う事業は顧客に対する施術をどの程度、どのように行うかは相手方の裁量に委ねられており、相手方と顧客との間の契約の目的が仕事の完成と言える程度に内容が明確であるとは言えないことから、請負契約ではなく、準委任契約に当たるとしました。その上で、個人事業税の課税対象となる請負業には、準委任契約に基づくものは含まれないため、賦課決定処分は違法であり、取り消すべきと判断しました。

亀井委員

今の請負契約と準委任契約の違いは分かりました。カイロプラクティックは、仕事の完成に伴う対価というところが明確ではないという控訴審の判決ですが、カイロプラクティックの中にも、しっかりとした専門的な知識を持った人が、例えば、30分5,000円という金額が設定されているところもあれば、全く専門的な知識もなく、ただ単に施術するところもあります。控訴審判決のような不明確な状態での施術を行うところもあると思います。カイロプラクティックだけでなく、いろいろな仕事がある中で、全体的に準委任契約と判断できるものもあると思いますが、どのような解釈になっていますか。

税務指導課長

委員御指摘のとおり、カイロプラクティックや整体等の施術業は、全体的に準委任契約ということではありません。請負業の認定に係る通達を持っており、その通達で判断していましたが、施術の内容、時間に応じた料金体系になっているかなどを確認する必要があるので、今回、改めて調査を行いました。その結果、請負契約が維持できるものについては、請負契約が維持できるもの、請負契約として認められるものについては、請負業として課税をしております。しかし、訴訟の相手方と同様に、請負契約として維持できないケースについては、課税処分取消しを行ったところです。

亀井委員

今日の新聞記事でも、91名の方に対して、2016年以降に納付した税額に還付加算金、利息を加えて、総額を還付しているということでしょうか。

税務指導課長

まだ、処分は行っていません。

亀井委員

還付することになっていますが、これまでの判断から、実際に還付しない方はどの程度になりますか。

税務指導課長

66名程度は、そのまま請負契約として課税ができるものと判定しています。

亀井委員

分かりました。これから通達に基づき、請負契約という基準を設けて、しっかりと整理することでしょうか。

税務指導課長

御指摘のとおりです。

亀井委員

いろいろな仕事がある中で、しっかりと見ていただいていることは再確認しました。

先ほどの新聞記事ですが、91名に対して、2016年以降に納付した税額、総額2,519万2,900円を還付することになると思います。例えば、2016年度以前の方が、不当利得返還請求で訴えてきたときには、どのように対応するのでしょうか。

税務指導課長

課税した内容に、重大かつ明白な瑕疵がある場合、課税自体が無効となり、その無効な課税によって税を徴収した場合には、民法上の不当利得を得ていることになるので、5年を超えて還付することになります。

例えば、不動産取得税ですが、地方税法の規定により、不動産の所有権の移転、所有権を取得したケースに課税されます。課税をすることができない、課税対象ではない賃借権の移転のようなケースの場合に課税した場合、課税内容に、重大かつ明白な瑕疵があるものと考えられます。これは、地方税法を確認すれば、一見して課税できないものが分かるものに対して課税したケースになるので、令和元年12月に当委員会で報告した、不動産取得税の課税誤りがこのケースに該当します。

一方、今回の件では、個人事業税の課税対象となる請負業の解釈について、司法の中でも第一審と控訴審の判断が分かれており、一見して判断できるような、重大かつ明白な瑕疵があったとまでは言えないものと考えており、課税を維持することを考えております。

亀井委員

控訴審が出て2016年度以降のものに対して、不明確なものには準委任に該当するとして還付することになります。では、例えば、不当利得に当たると言わされた場合、不当利得の時効は10年なので、さらに5年遡って不明確なものをしっかりと調べて、還付するという方向性の検討はなかったのでしょうか。

税務指導課長

委員御指摘のような場合もありますが、今回の件は先ほど答弁したとおり、県の課税内容に、重大かつ明白な瑕疵があるケースには該当しないと認識しております。

亀井委員

しっかりと基準を設けて対応いただければと思います。

次に、控訴審では準委任契約に基づいて行っている事業は、個人事業税の課税対象となる請負業に該当しないという判決ということでした。この影響は、カイロプラクティック以外の事業にも生じるのではないかという懸念がありますが、どのように考えていますか。

税務指導課長

委員御指摘のとおり、控訴審判決では、個人事業税の課税対象となる請負業には、民法上の請負契約によって収益を得ている事業に限定されるということです。そうすると、訴訟の相手方と同様に、カイロプラクティックの事業を行

う者だけでなく、整体などカイロプラクティックに類似した事業を行う方についても、影響が生じる可能性がありました。そこで、請負業として個人事業税を課されたカイロプラクティックや施術などの事業を行う者に対して、施術内容を照会する文書を送付し、改めて調査を行いました。

亀井委員

もう少し詳しく説明してください。

税務指導課長

委員御指摘のとおり、判決の中でも、請負の判定として示している通達には、準委任か否か、請負契約を維持できるかだけではなく、準委任的な要素が入っていないかったということであり、準委任の可能性があるカイロプラクティックやその他の施術業の方に対して、改めて調査を行いました。

亀井委員

調査を行った上で、今のような懸念はなかったということですか。

税務指導課長

今回は、重大かつ明白な瑕疵に該当するものではないと認識しています。

亀井委員

神奈川県だけではなく、全国的な状況も伺いたいのですが、本県以外の都道府県で、カイロプラクティックの事業に対して、どのような課税を行っているのでしょうか。

税務指導課長

他団体の状況ですが、カイロプラクティックの事業に対する課税状況は、本県同様、請負業として課税している団体が本県を含めて3団体、あんま、マッサージや柔道整復などの医業類似事業として課税している団体が23団体、課税対象外としている団体が21団体です。

亀井委員

請負業として課税している団体が3団体ということで、調べたところ、神奈川県、岡山県と沖縄県でした。今回の判決によって、岡山県や沖縄県は、どのような行動に出たのか分かりますか。

税制企画課長

今回の裁判の結果について、沖縄県、岡山県にも結果を情報提供しましたが、特段、コメントは頂いておりません。岡山県、沖縄県にあっては、本県同様に、カイロプラクティック事業に対する課税の見直しを検討する可能性もありますが、判決の効力自体は、当事者以外には及ばないので、見直しを行うか否かということは、両県の判断によるものと考えております。

亀井委員

約半数の団体が、カイロプラクティックの事業を医業類似事業に該当するとして課税していますが、本県で、この際、請負業ではなく、医業類似事業として課税することは検討しましたか。

税務指導課長

本県では、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律などに基づく、各免許取得者に求められているものと同程度の医学的な知識と技能に基づいて、社会保険診療と同様の施術を行う事業について、医業類似事業に該当するとしており、これらの国家資格を有する者が、あんまなどの行為を行

う事業を医業類似事業としております。また、この解釈は、他団体の過去の判例においても、同様の解釈が示されています。

このため、現時点では、国家資格を有さない者が、カイロプラクティックなど施術を行う事業を医業類似事業として課税することは考えておりません。

亀井委員

最後に、全国的に課税方法が分かれることになると思いますが、県として、今後どのように対応していくのか確認します。

税制企画課長

事業税は、事業を行うにあたり、様々な行政サービスの提供を受けていることに着目して課される税であり、あらゆる事業を課税対象とするために創設されたものです。

一方、これまで御答弁したとおり、地方税法では、個人事業税の課税対象となる70業種が限定列挙されており、列挙されていない業種については、個人事業税が課税されないこととなります。したがって、事業税の制度趣旨に基づき、課税の公平性を確保するためには、事業形態の多様化に応じて課税対象事業の見直しが必要となります。現状、国において見直しが行われていないことが、都道府県によって取扱いが分かれている要因であると考えております。

今後も様々な事業形態が生まれてくる可能性を考慮すると、現行の限定列挙方式は、見直しが必要と認識しており、これまで全国知事会を通じて国に要請してきました。今後も制度見直しの実現に向けて、要請を続けたいと考えております。

亀井委員

次に、地方交付税の精算について伺います。

先行会派で、令和3年度の地方交付税及び臨時財政対策債の質疑があり、過大に交付されたものに関しては、今後3年間でその分を減債していくという答弁がありました。なぜ過大な交付が発生して後年度の交付税が減額されてしまうのか、制度上どのようなことになっているのか確認します。

財政課長

まず、地方交付税ですが、基準財政需要額と基準財政収入額の差引きにより算定されます。そして、基準財政収入額は税収等の見込額により算出されるので、税収が増えれば交付税は減り、税収が減れば交付税が増える仕組みになっています。

その上で、交付税の算定に用いられる税収の見込額は、前年度の実績に伸び率を乗じて算出しています。そのため、ある年度が終了した時点の税収の実績額、こちらは決算額になりますが、それと交付税を算定した際の税収の見込額の間には、差が発生する可能性が出てきます。その中でも、法人二税や特別法人事業譲与税は景気の変動を特に受けやすく、実績額と算定時の見込額の間に大きな乖離が生じやすいほか、特例的に精算の制度が設けられています。

今回のように、税収の実績額が交付税の算定時の見込額を上回った場合は、税収のほうが多いかった場合、実際の税収が多かった場合、本来であれば、交付税がその分減らなければいけないので、交付税に余剰額が発生していることになります。その場合、精算する場合は、余剰額の3分の1ずつを翌年度以降の3か年の交付税から減額していく仕組みとなっています。

令和3年度については、税収の実績が算定時の見込みを上回る見込みとなっており、現時点では、交付税は390億円余剰になる見込みなので、来年度以降の3か年で交付税が130億円ずつ減額される見込みとなっています。

亀井委員

3年間かけて相殺していくイメージだと思いますが、これは本県特有の話ですか。

財政課長

今、御説明させていただきましたが、精算措置のある法人二税や特別法人事業譲与税ですが、本県において、地方譲与税である特別法人事業譲与税だけでも、50億円実績額が見込みを上回った状態です。この譲与税は、全国から集まつた総額を各団体に配分するもので、全ての団体が同じ傾向で増減します。少なくとも、特別法人事業譲与税は、神奈川県だけの問題ではなく、全国的な問題と考えています。さらに、地方税である法人二税も、地域ごとの産業構造によって傾向にばらつきの出る可能性もありますが、神奈川県だけが全く異なる動きとなることは考えにくく、複数の団体で同じ事象が発生すると考えています。

亀井委員

複数の団体で同じようなことが発生すると、その中でも特徴的なものがありますか。

財政課長

複数の団体とは、神奈川県と似たような傾向にある団体ということになり、総体的に法人二税の割合が高い団体、具体的に、都市部の神奈川県の首都圏の団体、関西圏の大都市圏に該当すると思います。しかし、その中で、交付税を受けていない団体は該当しないことになります。

亀井委員

全国的に、地方交付税の減額精算が発生するということであれば、それで浮いた財源、やっぱり有効活用すべきだと思います。国のスキームになるので、国に要望していかなければならないと思いますが、その辺りはどのように考えていますか。

財政課長

今回の事例は、都市部の団体で特に多く発生すると考えています。一方、都市部の特徴として、地価が高いことによって、行政コストが割高になる特徴がありますが、交付税の算定については、そういう経費が的確に算定されていない傾向があります。また、都市部では高齢化が、一般的には、高齢化の進展が早い特徴があり、子育て世代の流入もあるので、全世代に及ぶ社会保障費の負担が増していくことが、恒常的に起きている状況です。こうしたことから、今回の精算で、国で浮いた財源は、都市部の社会保障費など、団体の財政需要の適切な把握、交付税の適切な配分に活用するように求めていきたいと考えています。

亀井委員

ぜひ、国に要望していただければと思います。財源を使って、臨時財政対策債割合を逓減させることも手段の一つだと思うので、あわせて要望していただきたいと思います。